

原子力委員会見直しについて

平成24年11月

内閣官房国家戦略室

原子力委員会見直しのための有識者会議について

- 原子力委員会については、革新的エネルギー・環境戦略において、「その在り方に関する抜本的な見直しに向けた検討の場を設け」とされ、かかる見直しに向けて、エネルギー・環境会議議長の国家戦略担当大臣の下に有識者会議を設置（平成24年10月29日）。
- 有識者会議は、10月31日の第1回会合以降、これまで4回開催し、現在、見直しに向けた論点整理を行っているところ。

【原子力委員会見直しのための有識者会議 構成員】

浅田 正彦	京都大学大学院 法学研究科 教授
大西 隆	東京大学大学院 工学系研究科 教授
城山 英明	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
中西 寛	京都大学大学院 法学研究科 教授
伴 英幸	特定非営利活動法人原子力資料情報室 共同代表
増田 寛也	株式会社野村総合研究所 顧問
森田 朗	学習院大学 法学部 教授
山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長
吉岡 斉	九州大学 副学長
和気 洋子	慶應義塾大学 商学部 教授

【原子力委員会見直しのための有識者会議 スケジュール(案)】

○第1回会議(10月31日)

- ・原子力委員会のこれまでの活動と経緯、各国体制(内閣府より説明)

○第2回会議(11月6日)

- ・現在の原子力委員会の役割について、近藤原子力委員長よりヒアリング
- ・原子力規制委員会にとっての原子力委員会の役割について、原子力規制委員会よりヒアリング

○第3回会議(11月13日)

- ・関係省庁(経済産業省、文部科学省、外務省)からのヒアリング

○第4回会議(11月22日)

- ・論点整理

○第5回以降(12月上旬以降)

- ・第4回会議で示された論点整理をもとに、原子力委員会の見直し案について、検討・とりまとめ

原子力委員会見直しの進め方と目指すべき成果

現在、原子力委員会が有している機能

平和利用の担保

長期計画・方針の策定

対外説明

技術的評価

・

※委員会の機能を支える枠組み

- ・審議会組織(8条機関)
- ・有識者による合議制
- ・国会同意人事
- ・総理への勧告権
- (・委員長=国務大臣) 等

第2回
及び
第3回

革新的エネルギー・環境戦略を踏まえた原子力行政の遂行という観点や我が国特有の事情などから、それぞれの機能の必要性を判断

(論点1)「革新的エネルギー・環境戦略」で規定されている以下の内容の実現に向け、必要とされる機能は何か

- ・原子力に依存しない社会の1日も早い実現を目指す。
- ・原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする。
- ・核不拡散と原子力の平和利用という国際的責務を果たす。
- ・従来の方針に従い再処理事業に取り組む。

(論点2)我が国は、核燃料サイクル(再処理)を専ら商業利用のために国内に保持する唯一の国であること等をどう取り扱うか

革新的エネルギー・環境戦略を踏まえた原子力行政の遂行という観点から新たに必要／不必要と考えられる機能

第4回

それぞれの機能について、当該機能を遂行するための望ましい行政組織の在り方を、①(行政からの)独立性の程度、②構成員の属性、③国会の関与、④国際的な基準との適合性、⑤決定の位置づけ、⑥政策の継続性及び整合性、⑦事務局の体制などを勘案して検討

第5回
以降

上記の検討結果を踏まえつつ、既存の組織に移管する機能、新しい組織で対応すべき機能などを整理し、選択肢という形で検討し、見直し案をとりまとめ。

政府に報告

エネルギー・環境会議で見直し案を決定したのち、法改正、体制整備などを行う

有識者の指摘事項(概要)

1. 原子力委員会の現状及び評価について

- 総合的企画・調整機能。2001年の行政改革後は、通常の審議会の位置づけで、機能は弱く、実質的な権威も不十分(森田委員)
- 原子力委員会の機能は空洞化しており、現状維持はデメリットの方が大きい(中西委員)
- エネルギー政策全体における原子力の位置付けについては、21世紀に入ってから、他の計画プロセスの中で決定されるようになっており、原子力がエネルギー政策、あるいは温暖化政策、科学技術政策といった文脈でいかなる役割を果たすべきかといった事項に関する検討は、原子力委員会の外で行われることになる(城山委員)
- 核燃料サイクル、最終処分については各省と原子力委員会の重層的分担体制が十分機能してこなかった側面がある(城山委員)

2. 原子力委員会の機能の今後の在り方

- 包括的な原子力平和利用の担保という使命の下に、①国際貢献、②長期計画・方針の策定、③専門的見地からの意見の陳述を行う(森田委員)
- 核燃料サイクル、使用済み燃料の再処理、プルトニウムの処理への対応の必要性、平和利用の担保措置の実施、国際的広報(対外説明)の実施、国内への説明責任の充足といった機能が重要。こうした機能を充足するためには、高度の技術的専門性、社会的な受容困難性への高い対応力、国際に保持された信頼性、長期的対応への適性、中立性などの要件を満たすことが必要(中西委員、増田委員)
- 平和利用を担保する機能は必要(山地委員)

- 原子力研究の大枠を決める機能、第三者的に原子力政策のモニタリングや審議をする機能が必要。福島
の原発の正常化プロセスの部分をどう扱うかも検討が必要(和気委員)
- エネルギー利用以外の放射線の医療分野などでの利用、国民的な議論や国民からの信頼の確保などの
機能についての検討も必要(和気委員、伴委員)
- 与えられた所与の目標の下で、過渡期の核燃料サイクルに関する方針の策定、最終処分に関する方針の
策定、一定の技術の維持・開発や人材の維持、国際的信頼を得る等のための平和利用の担保を行うという
機能は必要(城山委員)
- 原子力政策の基本方向は、例えばエネルギー・環境会議が担うことで必要十分(伴委員)
- 研究開発面については、総合科学技術会議があり独立機関の必要性には疑問(山地委員)

3. 原子力委員会の組織の在り方

<見直しの方向>

- 原子力委員会の見直しだけを検討するのか、原子力委員会の見直しと関連させて主として安全以外の原
子力行政の在り方も見直すのかという選択肢がある(城山委員)
- 原子力の特殊性にかんがみ、何らかの統轄機関が必要(中西委員)
- ①高度の専門性、科学性、②利害関係者や政治からの独立性をどの程度満たしたものがよいか。企画
調整機能に関する権威ある機関の必要性は低下(森田委員)
- エネルギー・環境戦略に基づく、「脱原発依存」へ向けての原子力発電からの「出口戦略」を中立かつ第
三者性を持った組織が担うべき(吉岡委員)

<行政組織の在り方>

- 大きく分けて、2つの案が考えられる。内閣府外局に原子力庁(長は国務大臣)を設立し、原子力庁長官に対して勧告権を持つ専門家委員会を設置。現行の原子力規制委員会/規制庁の機能を拡大し、政府内において一元的に原子力関連政策を担う組織に(中西委員)
- 8条委員会として存続する場合は、実施権限を持つ府省に対する指示権限の付与と事務局機能の拡充が不可欠(森田委員)
- 現行の原子力委員会に代わる組織を考える場合は、以下の3つのパターンが考えられる。①廃止して新組織とする場合は、企画調整のみならず、大臣を長とする実施権限のある組織とし、既存の府省の機能も統合、②文科省の外局など既存府省へ統合、③3条機関として、各省の事務を統合し、事務局機能も充実(森田委員)
- 官邸直属の組織を設置し、その下に各府省が政策実施を分担(吉岡委員)
- 引き続き内閣府の下の原子力委員会で担うのか、原子力委員会を他の省に移管するのか、原子力委員会の機能をいくつかの機関で分担するのかといった選択肢を検討(城山委員)
- 関係する省の主として安全以外の原子力に関わる部局を統合し、原子力庁を設置するという方向性もありうる。平和利用の担保については、チェック機能であるため、残すのであれば現状の8条機関的な組織が適切であると思われる。ただし、これを原子力庁の下に設置するのか、あるいは、原子力規制委員会(あるいは環境省)の下に設置するのかという選択肢がある。(城山委員)

【これまでの議論を踏まえた共通の認識と今後の検討】

- ・核燃料サイクル政策、プルトニウムの問題、バックエンド関係、平和的利用の担保、保障措置など、既に生じている課題について、検討し、結論を出すという機能は必要。
- ・当該機能を果たすためには、専門的な知識、国際的な信頼、長期的な対応、独立性の確保などの要請があり、権限を有するしっかりとした国の機関が必要。
- ・次回以降、当該機関の形態などについての議論を進める予定。